

## 2024年度（令和6年度）静岡県産品販路拡大支援業務委託要領

日本公益社団法人静岡県国際経済振興会上海代表処（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）が2024年月日付けで締結した静岡県産品販路拡大支援業務委託契約（以下「本契約」という）については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 静岡県産品の定義

静岡県産品とは、静岡県内で生産された生鮮食料品、食品加工品等を指す。

### 第2 ふじのくに通商エキスパートの設置

- (1) 乙は、契約書に定める委託期間中において、中国への販路開拓を目指す静岡県内事業者や自治体等（以下「事業者等」という。）の相談にあたる「ふじのくに通商エキスパート」を設置する。
- (2) 設置場所・活動場所は、中国国内（北京市内・上海市内・杭州市内等）、または静岡県内とする。

### 第3 委託業務内容

- (1) 県内事業者等の支援
  - ア 中国への進出を目指す県内企業へのアプローチ
  - イ 販路拡大等に関する事業者等からの個別相談・助言
  - ウ 中国現地企業とのマッチング（候補企業選定、情報提供等）
  - エ 商談、セールス等に係る事前調整、事後フォロー、代行営業（中国現地企業との連絡調整、一般的通訳・同行、オンライン営業等）
  - オ 中国現地の関係機関、専門家等の紹介、取次ぎ
- (2) 中国の県産品販路拡大に係る情報収集
  - ア 中国の市場動向等や販路拡大に有益な情報の収集及び調査
  - イ 甲からの依頼に基づく調査（商標調査を含める。）の実施
- (3) 中国現地企業等からの照会等への対応
- (4) 中国での静岡県産品の販路拡大に係る提案等
- (5) 県産品販促に係る展示会・相談会等の実施協力
- (6) その他、甲が必要と認める事項
- (7) 上記（1）から（6）までの業務に係る報告書書の作成

### 第4 報告

- (1) 契約書第9条に定める報告は、様式第1号により行う。
- (2) 契約書第4条に定める請求は、様式第2号により行う。
- (3) その他
  - ア 乙は、相談に対応した場合は、その都度、相談内容及び対応の結果を甲に報告する。（書式任意）
  - イ 上記に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

様式第1号

## 活動報告書（ 月分）

企 業 名：

担 当 者 名：

### 1 活動実績件数

（単位：件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相 談													
商 談													
照会・取次													
広報・その他													
情報収集・調査													

### 2 活動内容

区 分	内 容
相 談	
商 談	
照会・取次	
広報・その他	
情報収集・調査	

### 3 活動報告資料一覧（資料は別添）

様式第2号

請求書

年 月 日

日本公益社団法人静岡県国際経済振興会上海代表処 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

2024年度（令和6年度）静岡県産品販路拡大支援業務（〇月分）が完了しましたので、以下のとおり請求します。

1 請求額

2 払い込み先（口座振替先）

銀行名称

公司名称

银行账户